

橋本市結婚新生活支援補助金のご案内

橋本市は結婚生活を応援します！！橋本市で婚姻を機に住宅取得、賃借に要した費用の一部を補助金で交付します。
補助額：上限 30 万円（購入費、1 ヶ月分の賃料及び共益費、敷金、礼金、仲介手数料、転居費用）※下記の表を参考。

【対象者】下記のすべてに該当する者

- 令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦又は、同期間内に橋本市パートナーシップ・ファミリーシップ、和歌山県パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている両当事者。
- 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間に結婚を機に市内で住宅の取得・賃借のために費用を要したこと
- 申請日に夫婦共に橋本市に住民登録があり、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること
- 夫婦共に婚姻日における年齢が 39 歳以下であること
- 直近の課税(所得)証明書の夫婦の合計所得金額が 500 万円未満であること
- ※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は夫婦の合計所得から年間返済額を控除します
- 市税を完納している夫婦 ○夫婦双方又は一方が、本補助金の交付を受けていないこと
- 国の他の住宅に係る補助金の交付を受けていないこと
- 当該住宅を対象とした橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金、橋本市空き家移住応援補助金を同年度に受けていないこと
- 取得の場合は住宅の用に供する建物で、床面積（併用住宅においては店舗・事務所等の部分を除く居住部分の延床面積）が 50 平方メートル以上であること



詳細はこちらから

【対象経費】

- (1) 住宅購入：住宅購入経費（新築する場合の工事請負費含む）
- (2) 住宅賃借：1 ヶ月分を上限とする月払いの賃料及び期間内に支払った共益費、敷金、礼金、仲介手数料、転居費用
- ※勤務する事業所から住宅に係る手当てが支給されている場合は、当該手当分に関しては補助対象外です。
- ※夫婦の一方が婚姻前に契約し居住していた住宅に、他方が後に住居した場合は同居開始後に支払った費用のみ対象
- ※賃料及び共益費を日割りで支払った場合は、1 ヶ月分の支払いをしたものとみなします。

対象経費表

補助対象経費	補助金の額
住宅の購入費	実支出額又は 30 万円のうちいずれか少ない額
家賃(1 ヶ月分に限る)	実支出額又は 5 万円のうちいずれか少ない額
敷金	実支出額又は 5 万円のうちいずれか少ない額
礼金(保証金等これに類する費用含む)	実支出額又は 5 万円のうちいずれか少ない額
共益費(1 ヶ月分に限る)	実支出額又は 1 万円のうちいずれか少ない額
仲介手数料(住居に係る分のみ)	実支出額又は 5 万円のうちいずれか少ない額
転居に要する費用 (引っ越し業者又は運送業者への支払い分のみ)	実支出額又は 10 万円のうちいずれか少ない額

【申請受付期間・方法】

- 受付期間は令和 8 年 3 月 31 日(月)まで ※申請時には印鑑をお持ちください。
- 申請書に必要書類を添付し、直接下記受付窓口へ申請してください。(郵送による受付は行いません。)

【添付書類】

添付書類	取得場所	備考
①婚姻届受理証明書又は、②戸籍謄本又は、③橋本市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証又は、④和歌山県パートナーシップ宣誓書受領証	①は届を提出した市役所・町村役場など ②は橋本市役所 市民課	※② 橋本市が本籍地でない場合、戸籍謄本取得には必ず顔写真付き本人確認書類が必要です。
世帯全員の住民票の写し	橋本市役所 市民課	婚姻日以降の夫婦双方の住所が記載されたもの

夫婦双方の所得証明書	橋本市役所 税務課 もしくは転入前の 市役所・町村役場など	直近分の所得を証明する物
夫婦双方の市税完納証明書 ※課税がなければ非課税証明		※橋本市で課税がなく、転入前の市町村で課税があれば直近の完納証明書もしくは滞納がないとわかる証明書 ※課税がなければ非課税証明書 ※発行1ヶ月以内のもののみ有効
貸与型奨学金の返済額の確認書類		貸与型奨学金の返済をしている場合
建物登記簿の全部事項証明書	和歌山地方法務局 橋本支局	発行1ヶ月以内のもののみ有効
住宅の契約書の写し		売買契約書、請負契約書、賃貸借契約書
住宅手当の支給についてわかる書類		賃借で勤務地の事業所から住宅にかかる手当てが支給されている場合
支払ったことがわかる書類		住宅の取得費、賃料、転居費用等を支払ったことがわかる領収書や通帳の写し

橋本市新婚新生活支援補助金チェックシート

【対象者】

☐	令和7年1月1日～令和8年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理されている
☐	令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に市内に住宅を取得又は賃借のために要した費用がある
☐	申請日に橋本市に住民登録があり住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっている
☐	夫婦共に婚姻届日において40歳未満である
☐	直近の課税(所得)証明書の夫婦の合計所得金額が500万円未満であること
☐	市税を完納している
☐	過去に本制度の補助金の交付を受けていない
☐	他の公的制度による家賃補助等を受けていない
☐	同年度内に橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金及び、橋本市空き家移住応援補助金の交付を受けていない
☐	住宅取得の場合：住宅の用に供する建物で、床面積50平方メートル以上

【対象経費】

取得	住宅の購入費用（新築の場合は工事請負費含む） _____円（1,000円未満切り捨て）
賃借	1ヶ月分の賃料・共益費 ① _____円
賃借	敷金・礼金・仲介手数料・転居費用（期間内に支払っている場合） ② _____円
賃借	勤務する事業所から住居にかかる手当が支給されている場合（1ヶ月分） ③ _____円
賃借	交付額 ① + ② - ③ = _____円（1,000円未満切り捨て）

申請受付窓口・問い合わせ先橋本市移住相談窓口【橋本市 経済推進部 シティプロモーション課内】

電話：0736-33-6106（直通） F A X：0736-33-1665 電子メール：chiikisn@city.hashimoto.lg.jp